

第三戒 反国家・反社会集団排除の精神

作成 日本テコンドー協会
理事長 河 明生

J T A は、公益を尊重する「正義の精神」にあふれた「正義の武道団体」として国家社会的に認知され、発展することを目指している。
「正義の精神」の対極には公益に反する「不義の精神」が存する。その具現者が反国家反社会集団である。「君子危うきに近寄らず」の例えどおり、J T A 役員、師範・師範代・正指導員・クラブ長等の指導者層及び有段者は、反国家・反社会集団およびその関係者との接点を未来永劫もってはならない。

遺憾ながら、他の一部の打撃系武道団体の長は、表面では自己の組織の会員、とりわけ青少年会員やその保護者に対し「健全なる青少年育成」等の美辞麗句を並べて「薫陶」しているが、裏では毎夜のごとく高級クラブ等で飲み歩き、暴力団幹部等の反国家・反社会集団と持続的に交流・交際している。かかる一部の輩の不義の言動が、打撃系武道団体の国家社会的地位を貶めている。
エセ武道屋の「不義の論理」は、「汚れた金」と言えども「金」であり、「汚れた人脈」と言えども「人脈」であり、「汚れた不動産」と言えども「不動産」であるから、利用できるものは何でも利用したい、というモラルハザードであり、公益精神の欠片も無い個人利己主義・功利主義であろう。

しかしながら、我が J T A は、たとえ貧ずるといえども、たとえ強力な権力者の庇護や援助が受けられなくとも、たとえ立派な常設道場を構えることができなくとも、「清く、貧しく、美しく」の例え通り、毅然とした態度で正義の精神をつらぬかなければならない。
未来永劫、反国家・反社会集団および個人が「不義の精神」によって獲得した「汚れた金」、「汚れた人脈」、「汚れた不動産」には、一切、手をつけてはならない。「不義の利益供与」を受けてはならないのだ。
人の不幸と悲しみを惹起したありとあらゆる悪行によって獲得した「汚れた金」、「汚れた人脈」、「汚れた不動産」は、「正義の武道団体」を標榜する J T A にはふさわしくないからである。

第1条 反国家社会集団および個人と交際交流をした者は次の通り処分する。

第1項 反国家社会集団・個人（「引退者」含む）と知りながら交際交流をした者は次の通りとする。

- 1, 利益供与を受けた者は破門とする。
- 2, 利益供与を一切受けていない者は、次の通りとする。
「汚れた人脈」はすべて清算しなければならない。
自筆の「始末書」を J T A 本部に郵送しなければならない。
上記 ~ を実行した後、J T A 評議員の良識ある判断をおおぎ、除名以下の処分を決定する。
審議の期間は、自己の不徳を恥じ、自主的な謹慎が望ましい。
上記を実行しない場合、除名または自主退会勧告とする。

第2項 反社会集団は、暴力団の企業舎弟にみられるように正体を隠している場合が多いため次の通りとする。

- 1, 正体を知らずに交際交流したが、何ら利益供与を受けていない場合、正体が発覚した時点ですみやかに関係を清算すれば、処分を留保する。
- 2, 正体を知らずに交際交流し、利益供与を受けてしまった場合は、次の通り関係を清算しなければならない、
当該団体・個人に対し、内容証明郵便等を送付し、絶縁しなければならない。
「汚れた人脈」は清算し、「汚れた金」は返金し、「汚れた不動産」は解約しなければならない。
自筆の「始末書」を J T A 本部に郵送しなければならない。
上記 ~ を実行した後、J T A 評議員の良識ある判断をおおぎ、除名以下の処分を決定する。

第3項 血統上の一族、婚姻等により親戚に反国家社会集団・個人（「引退者」含む）が存する場合は次の通りとする。

- 1, 一族・親戚といえども J T A の活動に一切関与させてはならない。

当然のことながら援助や寄付等の利益供与を一切受けてはならない。

たとえば、元暴力団や高利貸し等によって獲得した「汚れた不動産」を反国家社会集団に属していない子女が相続し、常設道場としての使用を勧められても拒絶しなければならない。

2, 上記に違反した場合、発覚した時点で除名処分とする。

第2条 反国家・反社会集団とは下記の団体および個人をいう。

第1項 反国家集団

- 1, 日本国の国益を害するテロリスト集団およびその関係者
- 2, 日本国の国家機密を収集しているスパイ組織およびその関係者
- 3, 革命やクーデター等の武力行使を前提とする極左思想や極右思想の団体およびその関係者
- 4, その他

第2項 反社会集団

- 1, 暴力団およびその関係者
暴力団組織および個人（ヤクザやマフィア等。チンピラ等の準構成員も含む）
暴力団関係企業（いわゆる企業舎弟）
総会屋、偽社会運動等標榜団体等の特殊知能暴力集団
その他
- 2, 「ヤクザ的業者」
高利貸し
悪徳不動産者
悪徳建築業者
各種詐欺グループ
各種悪徳ルートセールス（ネズミ講商法含む）
その他

第3条 反国家・反社会集団の構成員の入門は認めない。

第1項 発覚した時点で退会させる。

入会金は、入会を遡って取り消すのであるから返金しなければならない。

月々の会費は、「悪の身分」を隠しながらも、現実に道場を使用し指導を受けたのだから、不当利得とはならないはずである。従って、返却はしない。

道衣や各種防具も、「悪の身分」を隠しながらも、自らの意思で購入し、着用・使用したのであるから所有権は完全に移転したと解することができるはずである。従って、返品には応じない。

第2項 次に該当する者の入門は認めることが困難である。

- 1, かつて反国家・反社会団体に属していたが、すでに引退したり、脱会した者
JTAのように歴史が浅い小武道団体には、上記の経歴をもつ者を受け入れる組織的許容度が足りないからである。

また、一般会員、とりわけ少年少女部の保護者が、小指の半分が欠けていたり、道衣の着衣中に入れ墨を見てしまう等、過去の経歴を知ると怖がってしまいJTA本部が加盟クラブに奨励・推進している「和を尊ぶ」ことが困難になる可能性が高いからである。

- 2, 前科者

「罪を憎んで人を憎まず」の例え通り、罪を償ったのだから入門を認め、更生させたいという心情はある。

しかしながら、通常は前科を秘匿する者が殆どである。

仮に、前科者であることを正直に話したとしても、罪を本人に問いただすことは控えたい。

また仮に、罪を償ったとしても、殺人、強姦、異常性犯罪等が服役理由であった場合、既存のクラブ会員が仲間として受け入れられるかといえば相当難しいと言わねばならない。

なお、少年院や少年鑑別所等の未成年「服役者」も同じ理由で入門は辞退する。